

# 審査申出から審査決定までの流れ

審査申出人（納税者）

- 固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、審査の申出ができます。
- 審査申出ができる期間は、原則として「台帳登録の告示日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過するまで」です。

審査申出

固定資産評価審査委員会

【形式審査】

- 提出期限内に審査申出書を提出しているか
- 審査申出書の記載事項に欠陥がないか

不適法なもの

却下

適法なもの

【実質審査】

【書面審理】 審査申出書、市長の弁明書、審査申出人の反論書  
※書面を通して、不服や評価の内容、争点を明らかにします

【口頭意見陳述】

※口頭意見陳述の申出があった場合に機会が付与されます

【口頭審理】

※委員が審査のために必要と認めた場合に行います

【事実審査】

※実地調査や資料調査など、必要に応じて行います

【審査の決定】

却下

棄却

全部又は一部の容認

※原則として、審査は30日以内に決定し、決定後10日以内に文書で通知します

審査申出人（納税者）

- 審査委員会の決定に不服があるときは、決定があったことを知った日から6か月以内に、決定の取消訴訟を提起することができます。